

青森県報

第六百六十八号

令和五年
九月二十九日
(金曜日)

目次

規 則

- 青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条
例の一部の施行期日を定める規則……………
(県民生活課 ……一)
- 青森県財務規則の一部を改正する規則……………
(財務指導課 ……二)
- 地方自治法の規定による指定納付受託者の指定……………
(県民生活課 ……二)
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の辞退……………
(がらん生活習慣病
対策課 ……二)
- 救急病院の設置……………
(医療薬務課 ……二)
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………
(高齢福祉
保険課 ……三)
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃
止の届出……………
(障害福祉課 ……三)
- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届
出……………
(労政・能力
開発課 ……三)
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………
(構造政策課 ……四)
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の
選挙管理委員会……………

公 告

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の
選挙管理委員会……………

数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては
その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万
に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数
が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に
八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
(事務局 ……四)

公安委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
(会計課 ……五)

公営企業

○青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程……………
(病院総務課局 ……五)

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
(病院管理課局 ……五)

規 則

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定
める規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十七号

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例(令和五年三月青森県
条例第十一号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年十月二日
とする。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十八号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中第二十号を第二十一号とし、第三号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 一般旅券発給手数料

附則

この規則は、令和五年十月二日から施行する。

告 示

青森県告示第五百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所所在地並びに指定年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
-----	-------------	-------

株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲三丁目三の三

令和五・九・二六

二 指定納付受託者に納付を委託することができる歳入等
一般旅券発給手数料

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間
令和五年十月二日から令和六年三月三十一日まで

青森県告示第五百八十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医師がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和五年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医師の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	所在地	担当診療科名	指定辞退年月日
難病指定	齊藤 俊光	町立大鰐病院	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	小児科	令和五・三・三二
難病指定	横山 慎	国立療養所松丘保養園	青森市大字石江字平山一九	外科	〃
難病指定	松本 克雄	室岡整形外科記念病院	八戸市長者三丁目三の二三	循環器内科	五・九・一

青森県告示第五百八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	津軽保健生活協同組合 合健生病院
所在地	弘前市大字扇町二丁目二の二
認定の有効期限	令和八年九月三十日

青森県告示第五百九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	所在地	指定年月日
有限会社 軽交通	名称又は氏名	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田二の八	訪問介護	有限会社 軽交通ベストライフ敦	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田二の八	令和五・一〇・一

青森県告示第五百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	廃止年月日
社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	黒石市境松一丁目の一	居宅介護	中央ホームヘルパーステーション	黒石市大字内町三の一	令和五・九・三〇
社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	黒石市境松一丁目の一	重度訪問介護	中央ホームヘルパーステーション	黒石市大字内町三の一	〃
社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	黒石市境松一丁目の一	行動援護	中央ホームヘルパーステーション	黒石市大字内町三の一	〃
一般社団法人太陽だまりの会	一般社団法人太陽だまりの会	むつ市文京町二の二	共同生活援助	グループホーム太陽だまり	むつ市文京町二の二	〃
株式会社レイズ	株式会社レイズ	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の二六	就労定着支援	Plus e ちから	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の二七	〃
特定非営利活動法人平成感謝会	特定非営利活動法人平成感謝会	上北郡おいらせ町上明堂八六の六	就労継続支援B型	e ちから	上北郡おいらせ町上明堂八六の六	〃

青森県告示第五百九十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名称	住所	事務所の所在地	変更予定年月日
変更前	社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団	青森市中央三丁目 二〇の三〇	東津軽郡平内町大字茂浦字向田二四	令和五・二〇・二
変更後			東津軽郡平内町大字山口字小沢四四の三	

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和五年九月二十九日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和五年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
平澤 俊二	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字西中野一八の三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

令和五年九月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和五年九月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二一、〇七三人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二二、七〇二人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 - 東津軽郡選挙区 六、〇六〇人
 - 西津軽郡選挙区 四、八七二人
 - 南津軽郡選挙区 六、二八三人
 - 北津軽郡選挙区 七、一五三人
 - 上北郡選挙区 二六、五五〇人
 - 三戸郡選挙区 一八、一八〇人
 - 青森市選挙区 七七、八四七人
 - 弘前市選挙区 四七、四六五人
 - 八戸市選挙区 六二、六九三人
 - 黒石市選挙区 九、一二一人
 - 五所川原市選挙区 一七、九九三人
 - 十和田市選挙区 一六、八五五人

三沢市選挙区 一〇、五四三 人
むつ市選挙区 一九、六三〇 人
つがる市選挙区 八、七六八 人
平川市選挙区 一、一九六 人

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月二十九日

青森県警察本部長 磯 丈 男

- 物品等の名称及び数量
青森県警察自動暗号化システム貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 契約の方法
一般競争入札
- 落札者を決定した日
令和五年九月四日
- 落札者の名称及び住所
株式会社エスイーシー
北海道函館市末広町二二の一
- 落札金額
六百三十九万三千七百五十円
- 落札者を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
八 入札の公告を行った日
令和五年七月二十六日

公 営 企 業

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年九月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第九号

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程

青森県病院事業財務規程（平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「その日の支払総額」を「その支払額」に改め、同条を第三十六条の二とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（口座振替）

第三十六条 政令第二十一条の十の規定による管理者が定める金融機関は、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。

2 企業出納員は、出納取扱金融機関又は前項に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があったときは、出納取扱金融機関に通知して、口座振替の方法により支払をすることができる。

附 則

この規程は、令和五年十月一日から施行する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油(日本産業規格 一種二号) 九万六千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年八月二十五日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 百六円十五銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和五年二月十三日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭